

答 申

1. 当審査会の結論

武蔵野市長（以下「実施機関」という。）は、平成8年度都市計画審議会議事録（原議）（以下「本件文書」という。）に関して平成8年8月30日付公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とした部分のうち、発言者である武蔵野市都市計画審議会委員の氏を表示した部分（「会長」若しくは「副会長」と表示した部分を含む。）を除くその余の部分を開示すべきである。

2. 異議申立ての経緯及び趣旨

異議申立人は、平成8年8月16日に、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、実施機関に対し、本件文書及び収受簿並びに平成8年度都市計画審議会資料（ただしいずれも桜堤公団建替に関する部分）の開示を請求したが、実施機関は、同月30日、本件文書のうち発言者である武蔵野市都市計画審議会委員の氏を表示した部分（「会長」若しくは「副会長」と表示した部分を含む。）、某委員の発言内容中、武蔵野市都市計画審議会条例（以下「都計審条例」という。）第3条第1項に基づく委員の種別に言及した部分及び表決における賛否の票数に言及した部分を非開示とする本件決定を行った。これに対して、異議申立人は、発言者はいずれも公務として発言しているのだから非開示は条例の解釈を誤ったものであるとして、平成8年10月28日本件異議申立てを行ったものである。

3. 実施機関による本件決定の理由説明要旨

実施機関による本件決定の理由説明の要旨は、次の通りである。

武蔵野市都市計画審議会（以下「都計審」という。）の審議内容は市民の私権に関わる部分を含み、会議を公開することにより、委員の自由かつ率直な意見の交換に影響を与え、公正又は適正な議事運営が損なわれるおそれがある。したがって、本件決定が非開示とした部分は、条例第11条第6号にいう「開示することにより、当該合議制機関等の公正又は適正な議事運営が著しく損なわれるおそれのある」情報に当たる。

4. 判断の理由

条例第11条第6号にいう「開示することにより、当該合議制機関等の公正又は適正な議事運営が著しく損なわれるおそれ」があるというためには、情報の開示に伴う弊害が生ずる一般的な可能性があるというだけでは足りない。しかし本件の場合、すでに、関係住民等が都計審の委員の私宅等へ直接に接触を試みた例があることが窺われ、都計審において委員のうちの誰がいかなる発言を行ったかが判明すれば、関係住民等からの説得工作等が盛んになることが容易に予想される。その場合、各委員は、説得工作等の対象となることを避けようとして、都計審において自由かつ率直な発言を差し控えるに至る十分な蓋然性があると考えられる。

確かに、各委員は、都計審において公務として発言し表決に加わっているのであるから、発言内容及び表決における賛否の態度が個人に関する情報として非開示とされるべきいわれはない。しかし、各委員の職責は、自己の識見を活用して都計審の審議に参加し、自由かつ率直にその意見を表明することにあるのであって、市民や利害関係人からの説得・批判に個別に応えることまでも求められるわけではない。

したがって、本件文書のうち発言者である都計審の委員の氏を表示した部分（「会長」若しくは「副会長」と表示した部分を含む。）は、「開示することにより、当該合議制機関等の公正又は適正な議事運営が著しく損なわれるおそれ」がある情報に当たるので、これを開示しないこととした本件決定の判断は妥当である。

他方、実施機関の職員として説明等の事務に当たる説明員は、もともと都計審を構成するものではなく、自己の個人的な見解とは無関係に、資料の提出や事実関係の説明に当たるものであるから、説明員のうち誰がいかなる内容の発言を行ったかが判明しても、都計審の議事運営に影響を及ぼすものとは考えられない。また幹事は、都計審条例上、都計審の構成メンバーとされているのであるが（第7条第1項）、市職員が当たるものであって（同条第2項）、その職責は「会務を処理」するに止まり、表決権を有しない等、説明員と特に異なるものではないから、幹事のうち誰がいかなる内容の発言を行ったかが判明しても、やはり、都計審の議事運営に影響を及ぼすものとは考えられない。したがって、本件文書のうち発言者である都計審の説明員及び幹事の氏を表示した部分は開示すべきである。

次に、本件決定においては、某委員の発言内容中、都計審条例第3条第1項各号に規定されている委員の種別（「1号委員」ないし「3号委員」と通称される。）に言及した部分が非開示とされている。これは、某委員が「某号委員の意見も聞きたい」と発言したのを受けて、当該の号に属する委員が発言したという文脈に係るものであるが、当日の審議会においては当該の号に属する委員が数名出席していたので、この部分が開示されても、発言者が特定されるものではない。したがって、この部分は開示すべきである。

さらに、本件決定においては、表決における賛否の票数を表示した部分が非開示とされているが、この部分が開示されても、各委員のうち誰が賛成し誰が反対したかが特定されるものではない。したがって、この部分は開示すべきである。

以上の通り、本件決定が非開示とした部分のうち、発言者である都計審の委員の氏を表示した部分（「会長」若しくは「副会長」と表示した部分を含む。）を除くその余の部分は、条例第11条第6号にいう情報には当たらないと解されるので、実施機関は、これらを速やか

に開示すべきである。

5 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成9年1月14日	諮 問
平成9年1月17日	審 議（第4期第6回審査会）
平成9年2月7日	実施機関職員より説明聴取 審 議（第4期第7回審査会）
平成9年3月14日	審 議（第4期第8回審査会）
平成9年4月14日	審 議（第4期第9回審査会）